平成２２年（フ）第２１９号
長崎県長崎市御船蔵町18番33号
債務者　森　　健二
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
長崎県長崎市稲佐町４番７号
債務者　内野美知子
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
千葉市花見川区花見川３番14棟203号
債務者　大瀬　康昭
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４６２号
千葉市花見川区千種町354番地２　市営千種町団地２棟301号
債務者　内田　玲子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１９号
千葉県市原市石川486番地38
債務者　齋藤　　静
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５３３号
千葉市花見川区作新台６丁目20番21号ニュー作新ハイツ202
債務者　飯田　顕枝（旧姓白井・若山・馬場）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４０号
千葉県船橋市松が丘５丁目７番13号
債務者　三島　廣子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５４６号
千葉県船橋市夏見２丁目９番17―205号
債務者　嶋津　幸子（旧姓栗田）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５５９号
千葉市中央区星久喜町456番地スカイビレッヂ102号
債務者　酒井　政英
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５７８号
千葉市稲毛区穴川２丁目12番８号田口ビル306号
債務者　折本　　要
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１４号
千葉市中央区大森町317番地４　ファミリーハイツＢ棟102号
債務者　染川　茂雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６２４号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1348番地
債務者　完倉利津子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４０号
千葉県習志野市秋津２丁目２番３―105号
債務者　吉本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７１号
千葉県船橋市丸山２丁目42番１棟104号
債務者　山本　周司
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３０号
兵庫県加古川市志方町西飯坂429番地の２
債務者　高田　昌子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３１０号
兵庫県姫路市白浜町丙355番地の２、住民票上の住所兵庫県加古川市尾上町安田607番地の１　レオパレス松浦201号
債務者　藤本　愛子（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県みやま市瀬高町太神681番地６　県営下小川団地５棟406号
債務者　江﨑　健作
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
福岡県柳川市本城町39番地
債務者　田中　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係